

令和 7 年 11 月 19 日
国 土 交 通 省
不動産・建設経済局建設業課

「建設業法施行令の一部を改正する政令案」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 7 年 10 月 1 日から 10 月 31 日まで、「建設業法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見の募集を行いましたところ、計 1 件のご意見をいただきました。

寄せられたご意見及びそれに対する考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

ご意見及び国土交通省の考え方

	ご意見	国土交通省の考え方
1	○改正後の建設業法施行令第6条の2で定める金額の根拠は何か。建築一式のみ3倍の額とした理由は何か。	○改正後の建設業法施行令第6条の2で定める金額については、建設業許可を必要としない軽微な工事とされる金額（建設業法施行令第1条の2第1項に規定）を参考とし定めたものです。